

令和2年4月27日

各県立学校長 殿

保健体育課長

学校に設置している遊具の安全確保について（通知）

このことについて、別添写しのとおり文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課から依頼がありました。

学校保健安全法27条において、「児童生徒の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検，児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における（中略）計画を策定し，これを実施しなければならない。」と定められており，学校に設置されている遊具等については，従来，事故を未然に防ぐため，安全点検を行うとともに，必要に応じて使用方法の注意，補修，使用停止の措置を講じる必要があります。

については，遊具や体育施設等の適切な安全点検及び必要な措置を行い，安全管理に努めていただきますようお願いいたします。

連絡先

学校体育安全係 担当：田丸

電話 099-286-5323 FAX 099-286-5671

mail : gakutai@pref.kagoshima.lg.jp

※本文書の文書管理表上の分類記号：「G-6-0(安全指導総括)」

事務連絡
令和2年3月31日

各都道府県及び指定都市
都市公園管理担当課長 様

国土交通省 都市局
公園緑地・景観課 公園利用推進官

都市公園における安全確保について

令和2年2月11日（火）午後4時頃、広域公園内において、10歳男児が複合遊具のバランスボールで遊んでいたところ、ボールから落下し、頭部を負傷する事故が発生した
ので、別添のとおりお知らせします。

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」では、「Ⅱ-2-2 遊具に関連する事故」において、「特に、頭部の傷害は重度の障害につながるため
十分な配慮が必要である」としています。

上記を踏まえ、貴職におかれましては、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針
（改訂第2版）」の内容を踏まえ、事故につながる危険性を予見し、類似施設の設置状況等
を確認するなど、安全対策に万全を期し、類似事故の防止に努めていただくようお願いし
ます。

なお、この旨を貴管内市町村（指定都市を除く）に周知徹底されるようお願いいたします。

【事故の概要】

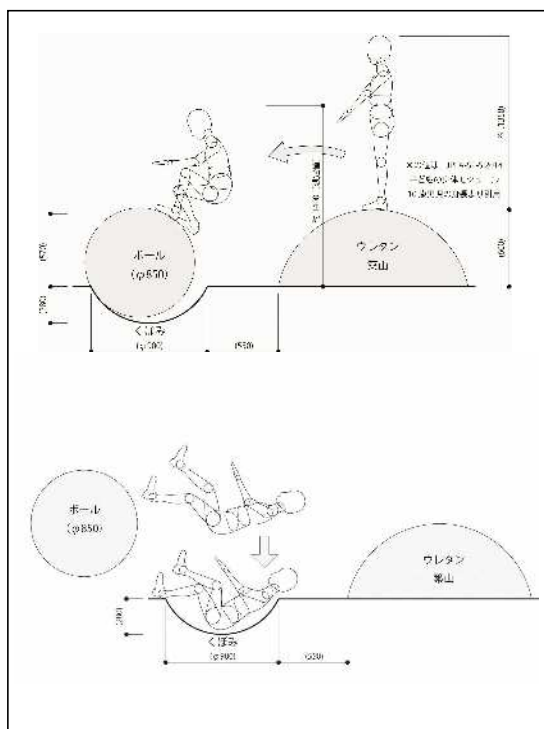
■発生日 令和2年2月11日（火）

■発生場所 人口約10万人以上の都市

■発生公園 広域公園

- 状況
- ・当該遊具は、ボールを押して転がす、ボールに体を預けて揺られる、バランスを取ってボールに乗るなどを主な遊び方として想定しているもの。
 - ・本事故は、10歳男児が複合遊具のボールを床面の窪みに落とし込んだ状態で、周囲のウレタン築山から飛び乗ってジャンプするという遊び方をしていた中で起きたものであり、ボールに飛び乗った際にボールからの落下により、後頭部を窪みの縁に強打し、後頭部骨折及び脳挫傷の怪我を負ったものです。
 - ・設計段階で事故に及ぶ遊び方を想定できなかったことで築山の配置が適切でなかったこと、落下時の衝撃を緩和するための窪みの縁のゴムチップ舗装厚さ（10mm）が不十分であったことが事故の原因として考えられています。
 - ・事故発生後、公園管理者において当該遊具の立入禁止措置を実施。①ボールへの立ち乗りなどの危険な行為を禁止する注意サイン（看板）の設置、②窪みをゴムチップで埋める改修、③床面全体のゴムチップ舗装を40mm追加し50mmの厚さへの改修を行うこととしています。

■事故関連写真



事故状況（証言等から想定）



ボール（φ850）設置時の状況



立入禁止措置状況